

## 3-6 ノンフロン機器のログブックを新規作成する方法等について

(ノンフロン機器のログブックを新規作成及び情報の記録ができるのは、管理者のみです。)

(事業報告コードがHで始まる数字9桁の事業所)

こちらの資料では、ノンフロン機器のログブックの新規作成や情報の記録、充填回収業者等がログブックを閲覧する方法等について解説しています。

### 【重要】ノンフロン機器について

作成任意

### ノンフロン機器はフロン排出抑制法の対象ではありません。

ノンフロン機器はフロン排出抑制法で定めるログブック（点検整備記録簿）を作成・記録・保存等する必要はありません。

ノンフロン機器のログブック作成は任意となります。

必ず高圧ガス保安法など関連法規や関連ガイドライン等を遵守の上、適正に管理してください。（本取扱説明書の巻末にある関連資料もご覧ください。）

※ ここでノンフロン機器とは、冷媒にフロン類（CFC,HCFC,HFC）を使用しない冷凍空調機器のことをいいます。

## 【ログブック新規作成】

1. RaMS ログインページより、管理者がログイン ID とパスワードを入力してログインします。

一般財団法人  
JRECO 日本冷媒・環境保全機構

## RaMS (冷媒管理システム)

<情報処理センター>

〒105-0011  
東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館4F 406-2  
TEL : 03-5733-5311  
FAX : 03-5733-5312

お知らせ・新着情報 リモートワークで働き方改革を DX推進

フロン法・RaMS 最新情報 「冷媒フロン類の危機：課題と解決」、「これで分かった・フロン排出抑制法」、「RaMSによるDXの推進」、「RaMS-exデータ解析」、「RaMS概要」PDF形式でダウンロードできます。

RaMS説明会 RaMS説明会の情報はこちらです。

How To RaMS RaMS 操作解説動画 RaMS-ex (RaMS Excel export) 利用料金について

RaMS-ex (RaMS Excel export)

ログインID  
パスワード  
ログイン

RaMSご利用ガイド/  
取扱説明/操作解説動画

よくある質問

機器管理番号シール  
ご購入申し込み

2. メインメニューにある「ログブック新規作成・追加登録」ボタンをクリックします。



3. 下記のサブ画面が表示されますので、サブ画面の下部にある「ノンフロン機器はこちら」の、「管理番号入力（ノンフロン機器）」または「新規取得（自動採番）（ノンフロン機器）」をクリックします。



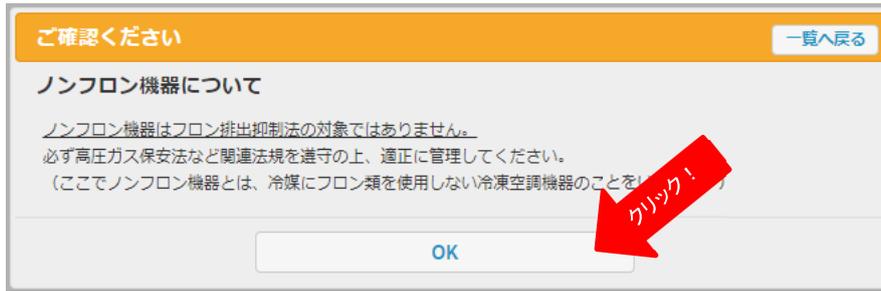
〔事前に機器管理番号シール（税込@660 円/台）をご購入の上、新規作成する場合〕

⇒ ①の「**管理番号入力（ノンフロン機器）**」をクリック

〔システムから自動採番（税込@550 円/台）で新規作成する場合〕

⇒ ②の「**新規取得（自動採番）（ノンフロン機器）**」をクリック

4. クリックすると、下記の確認画面が表示されますので、ご確認の上「OK」をクリックします。

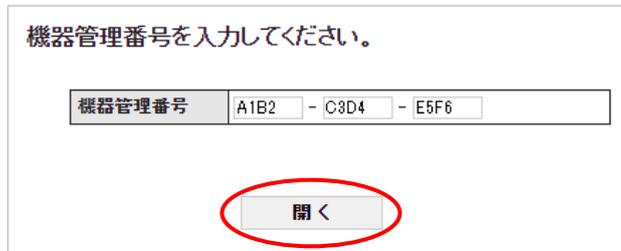


① **管理番号入力（ノンフロン機器）** を選択した場合

次の画面（下記）で、事前購入したシールに記載の機器管理番号を入力して「開く」をクリックすると、新規ログブック画面が開きます。

※シールはフロン機器専用です。シール記載の番号でノンフロン機器のログブックを新規作成することはできませんが、実際のノンフロン機器にシールを貼付することはご遠慮ください。

（例：シール記載の番号が A1B2-C3D4-E5F6 の場合）



② **新規取得（自動採番）（ノンフロン機器）** を選択した場合

すぐに、新規ログブック画面が開きます。

5. ノンフロン機器のログブック画面が表示されますので、必要事項を入力します。

入力が終わりましたら、「確認画面へ」ボタンをクリックします。

\* 印が付いている項目は必ず入力してください。未入力の場合、エラーが表示されます。

冷媒漏洩点検・整備記録簿 -----年--月--日 ~ -----年--月--日

注意1: ノンフロン機器はフロン排出抑制法の対象ではありません。必ず高圧ガス保安法など関連法規を遵守の上、適正に管理してください。  
 2: \*が付いている項目は必ず入力してください。  
 3: ノンフロン機器のログブックは1表のみの構成となります。記録したい内容等がある場合は、管理者ご自身で「備考」欄に登録してください。（「備考」欄に特記した内容は、上書きしないで追加してください。）  
 4: 機器を廃棄や売却・譲渡した場合は一覧画面で閉鎖操作をしてください。管理番号の転用、再利用はできません。

機器管理番号

1. ノンフロン製品の管理者・施設・製品情報 ...管理者がログインすると、1表に管理者登録情報が自動記入されます。

施設管理者*	ナチュラル工業(株) 〒105-0011 東京都港区芝公園9-5-8機械振興会館	事業者コード	H123456789	法定管理者 (本社等) 名・住所	ナチュラル工業(株) 〒105-0011 東京都港区芝公園1-2-3
施設名称*	会社情報から取得 履歴から選択	系統名	<input type="text"/>	設備製造者*	<input type="text"/>
施設住所*	〒 <input type="text"/> 住所検索 住所1 <input type="text"/> 住所2 <input type="text"/>	設置年月日	<input type="text"/>	分類*	<input type="text"/>
代表電話	<input type="text"/>	用途*	<input type="text"/>	製造番号*	<input type="text"/>
機器管理 従事者*	<input type="text"/> 同左電話 <input type="text"/>	使用 機器	型式 <input type="text"/>	圧縮機の原動 機の定格出力 kW	<input type="text"/>
E-mail*	natural_mind@XXX.co.jp 追加送信E-Mail: <input type="text"/>	使用 冷媒*	ノンフロン 名称: * <input type="text"/> 組成・混合比等: <input type="text"/>	出荷時初期 充填量 kg*	<input type="text"/>
備考	<input type="text"/>				

一覧へ戻る 確認画面へ ページトップ ▲

6. 確認画面にて内容を確認して、よろしければ「登録」ボタンをクリックします。

入力内容をご確認ください

冷媒漏洩点検・整備記録簿 2023年12月1日 ~ ----年--月--日

機器管理番号

1. ノンフロン製品の管理者・施設・製品情報

施設管理者	ナチュラル工業(株) 〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8機械振興会館	事業者 コード	H123456789	法定管理者 (本社等) 名・住所	ナチュラル工業(株) 〒105-0011 東京都港区芝公園1-2-3	
施設名称	ナチュラルECOビル	系統名	B3F機械室	設備製造者	○△◇冷熱	
施設住所	〒105-0011 東京都港区芝公園8-8ナチュラルECOビル			設置年月日	2023-12-01	
代表電話	03-3333-3333	機器管理 従事者	同左電 話	使用 機器	分類	その他
機器管理 従事者	自然 花子				用途	空調用
E-mail	natural_mind@xxx.co.jp		03-3333-3338		型式	JRE-NC125
備考	2023年12月1日設置・運転開始。				使用 冷媒	ノンフロン 名称: R718(H2O) 組成・混合比等: ナチュラルチラー(ガス焚吸取冷 温水機)
					出荷時初期 充填量 kg	5
						800.00

戻る

登録

7. 「登録」ボタンをクリックして、確認メッセージで「OK」とすると、機器登録が完了します。

なお、「新規取得(自動採番)(ノンフロン機器)」で新規作成した場合、この時点でポイント(税込 @550円)が消費(課金)されます。

dev.jreco.jp の内容

利用料として下記ポイントが今月末締めのご請求書に加算されます。  
機器番号発行：550ポイント

機器を登録しますか？

内容訂正後に「登録」ボタンを押すと、1表が更新されます。

OK キャンセル

8. ログブック一覧が表示されますので、ログブックの機器管理番号をご確認ください。

(「新規取得(自動採番)(ノンフロン機器)」で新規作成した場合、ここで初めて機器管理番号が付番されて確定します。) ※一覧の「機器の種類」を「ノンフロン機器」にして「検索」で、表示させてください。

機器の種類  全て  フロン機器  ノンフロン機器

No	最終 入力日	機器管理番号	状態	累計 漏えい量	算定 漏えい量	最新 作業日	点検・整備 (簡易点検) 登録数	施設名	系統名	製品分類	製品施設 都道府県	最終 更新日	次回簡易 点検期限	次回定期 点検期限	操作
1	2023-12-08	F6E5-D4C3-B2A1 (ノンフロン)	利用可能	-	-	-	-	ナチュラルECOビル	B3F機械室 その他		東京都	2023-12-08	-	-	閲覧   パス設定   閉鎖

↑ 機器管理番号の下には(ノンフロン)と表示されます。

以上で、ノンフロン機器のログブック新規作成は完了です。

## 【管理者によるログブック情報の記録・変更】

ノンフロン機器のログブックは1表「1.ノンフロン製品の管理者・施設・製品情報」のみの構成です。記録・変更したい内容等がある場合は、管理者ご自身で登録してください。(登録料：無料)

### ＜点検整備記録等を登録する場合：管理者が1表の「備考」欄に記録（登録）する方法＞

- ①管理者の「ログブック一覧」で、まずは「機器の種類」で「ノンフロン機器」を選択し「検索」をクリックしてノンフロン機器のログブック一覧を表示する。
- ②記録したいログブックの「操作」欄にある「閲覧」をクリックする。
- ③ログブック画面が開く（表示される）ので、「備考」欄に入力する。
- ④画面下部の「確認画面へ」をクリックし、次の画面で入力した内容等を確認して「登録」をクリックすれば、登録完了。

- ※1. 記録・変更できるのは管理者のみとなります。充填回収業者や点検技術業者が記録・変更することはできません。(充填回収業者や点検技術業者は、一時的なログブックの閲覧のみ可能。)
- ※2. 「備考」欄に残したい内容は、上書きしないで追加してください。特に、管理者の「複数ログブックへの一括修正・登録」で1表の「備考」欄を一括修正してしまうと、全て上書きされてしまいますので十分ご注意ください。
- ※3.万が一のため、定期的にCSV出力をして保存されることをお勧めいたします。(ログブック一覧にある「CSV作成（登録された全ログブックの1表のみを出力)」で出力・保存)

## 【充填回収業者等によるログブックの閲覧】

充填回収業者と点検技術業者は、ノンフロン機器のログブックを一時的に閲覧することが可能です。管理者が充填回収業者等にログブックを閲覧させたい場合、下記をご参照ください。

### ＜充填回収業者や点検技術業者がノンフロン機器のログブックを一時的に閲覧する方法＞

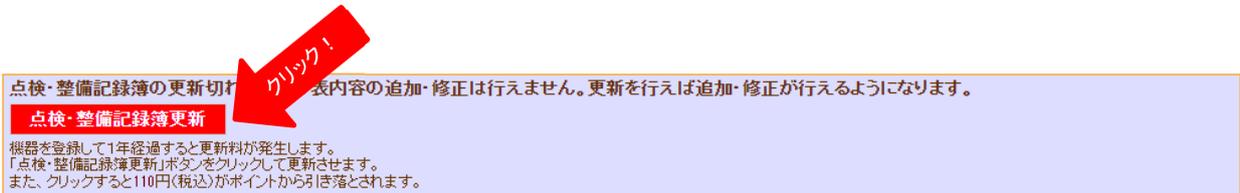
- ①充填回収業者（点検技術業者）がRaMSにログイン後、メインメニューの「ログブック新規作成・追加登録」（点検技術業者の場合「ログブック追加登録」）ボタンをクリックする。
- ②サブ画面が表示されるので、サブ画面左側の「管理番号入力」をクリックする。
- ③番号入力画面が表示されるので、管理者から伝えられた機器管理番号を入力して、「開く」をクリックする。
- ③当該ログブック画面（閲覧画面）が表示される。

- ※1.充填回収業者や点検技術業者が一時的に閲覧する場合、管理者は当該ログブックの機器管理番号を充填回収業者や点検技術業者に事前にお伝えください。
- ※2.充填回収業者等が閲覧する場合、都度、当該ログブックの機器管理番号を入力することになります。充填回収業者等のログブック一覧には保存・表示されません。

## 【ノンフロン機器のログブックの更新】

ログブックの新規作成日または最終更新日から1年が経ちますと、更新手続きが必要となります。

ログブック一覧では「機器管理番号」が朱字表示となり、ログブック画面上部には「点検・整備記録簿更新」ボタンが表示され、ボタンをクリックすると更新ができます。なお更新しない場合、1表内容の記録・変更ができませんので、すみやかに更新をしてください。(更新料：税込@110円/台)



## 【その他 留意事項】

- (1) ノンフロン機器はフロン排出抑制法の対象外です。本来フロン排出抑制法令で定めるログブック(点検整備記録簿)を作成等する必要はありません。RaMSにノンフロン機器のログブックを作成する場合、その旨を十分ご理解いただいた上で管理者(機器所有者)の責任において作成してください。なお、自然冷媒を含むノンフロン冷媒には**圧力が高い、毒性がある、強い燃焼性がある**等の性質を持つ冷媒もあるため、十分に安全面等を考慮し、高圧ガス保安法等の関連法規や関連ガイドライン等を遵守して適正に管理してください。(巻末関連資料:「フロン回収機でHC系冷媒を回収しない」「警告 冷媒入替はダメ!」「警告 改造はダメ!」をご覧ください。)
- (2) ノンフロン機器のログブックに登録されたデータは、フロン機器に関する算定漏えい量報告、都道府県への充填量・回収量報告、RaMS-ex(機器リストを除く)等のRaMSのフロン排出抑制法に基づくデータ集計・出力には一切、反映しません。(集計・出力されません。)
- (3) ノンフロン機器のログブックについて、管理者(事業者コードがHで始まる9桁数字)のみが、新規作成や情報の記録をすることができます。充填回収業者等の他の業種はできません。
- (4) ログブック一覧は、デフォルトは「機器の種類」が「フロン機器」で表示されます。ノンフロン機器のログブック一覧は「ノンフロン機器」を選択、「検索」をクリックして表示してください。なお、「機器の種類」で「全て」を選択した場合は、フロン機器とノンフロン機器の両方が一覧に表示されます。
- (5) ノンフロン機器のログブック移管(施設管理者の変更)はできません。機器の廃棄や譲渡・売却をした場合は、ログブック一覧の操作欄にある「閉鎖」ボタンより、閉鎖処理を行ってください。

## (6) フロン機器とノンフロン機器の比較表

RaMS ログブック(点検整備記録簿)フロン機器／ノンフロン機器 比較表

項目		フロン機器 (フロン法対象)	ノンフロン機器 (フロン法対象外)
画面	ログブック画面構成	1、2、3、4 表	1 表のみ
新規	ログブック新規作成	管理者、充填回収業者	管理者
	新規作成時の承諾行為	あり(※1)	なし
1 表 変更	ログブック 1 表内容変更	管理者、充填回収業者ほか	管理者
	1 表内容変更時の承諾行為	あり(ログブック 2 表登録と同時の場合)(※1)	なし
2 表 登録	ログブック 2 表登録	管理者(転記)、充填回収業者ほか	2 表なし
	2 表登録時の承諾行為	あり(※1)	2 表なし
閲覧	ログブック閲覧	管理者、充填回収業者ほか	管理者(※2)
更新	ログブック更新	管理者、充填回収業者ほか	管理者
移管	ログブック移管(施設管理者の変更)	あり	なし
メール	登録・変更に伴う自動発信メール	あり	なし(※3)
課金	課金対象の操作	・新規作成(@550 円 または @660 円) ・2 表登録(@110 円) ・更新(@110 円)	・新規作成(@550 円 または @660 円) ・更新(@110 円)
その他	簡易点検記録	あり	なし
	行程管理票作成	あり	なし
	算定漏えい量集計・出力	あり	なし
	RaMS-ex 出力	あり	なし(※4)

(※1) 管理者自ら「1 表最新版」、「転記」で変更・登録する場合等は管理者による承諾行為不要。

(※2) 充填回収業者、点検技術業者の一時的な閲覧は可能。

(※3) ログブック閉鎖時のメール等、一部あり。

(※4) 機器リストのみ出力可。

## 【ログブック画面構成の説明】

- 1 表 : 製品の管理者・施設・製品情報
- 2 表 : 漏洩点検・整備、回収・充填記録
- 3 表 : 冷媒の充填、回収状況
- 4 表 : 点検・整備、充填・回収履歴

以上

【関連資料】

ノンフロン機器のログブック画面下部にも、PDF をリンク掲載しています。(3 種類)

**フロン回収をされる方へ**

## フロン回収機でプロパン等の ハイドロカーボン系冷媒を 回収することはできません！

- プロパン等のハイドロカーボン系冷媒を、フロン回収機で回収すると、**フロン回収機が燃焼・爆発等を起こす**場合があります、非常に危険ですので、このような作業を行わないようにお願いします。
- フロン系冷媒回収機（フロン回収機）は、回収できるフロン類が決められており、**取扱説明書及び本体**に記載されています。
- フロン回収機は**フロン系冷媒の回収装置**です。  
例：R12、R22、R134a、R410A、R404A、R407C等

高圧ガスの回収は高圧ガス保安法により、高圧ガスの製造行為とされており、製造許可及び届け出が必要になります。（フロンガスは適応除外※）

※但し、高圧ガス保安法により認められた回収機を使用すること。（平成2年政令第350号改定）

**JRAIA** 一般社団法人  
The Japan Refrigeration and Air Conditioning Industry Association  
**日本冷凍空調工業会**  
冷媒回収機委員会

<https://www.jraia.or.jp/product/flon/firedrop.html>

(表面)

**警告 冷媒入替はダメ!**

製品の性能・機能だけでなく信頼性や安全性を損なうことがあります

**冷凍空調製品は、メーカーが指定した冷媒専用設計されています**

低炭素化や省エネルギー、性能改善、点検費用や電気料金の削減などをうたって指定していない冷媒に入れ替える行為が見受けられます。**指定されていない冷媒を封入**すると、製品の不具合や誤作動・故障の原因となり、場合によっては安全性に重大な障害をもたらすおそれがあるため、**メーカーは認めていません。**

特に**ノンフロン自然冷媒**と称する冷媒の中には、強い可燃性を持つものもあるため、万が一機外に漏洩したときに**火災や爆発などの重大な災害に至るおそれがあり、大変危険です。**

メーカーは指定していない冷媒に変更した場合の製品の機能や性能、安全性や信頼性の評価を行いません。また、冷凍空調製品に対して指定外の冷媒に入れ替えた後の、保守や保証、発生した故障や誤作動などの不具合、**事故などについて、メーカーはその責任を一切負いません。**

発信元 (一社) 日本冷凍空調工業会、(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会

<https://www.jraia.or.jp/info/2023/12/14/000629.html>

(表面)

**警告 改造はダメ!**

製品の性能・機能だけでなく信頼性や安全性を損なうことがあります

**冷凍空調製品は、安心して使っていただくためにメーカーが充分な検証を行い、最適に設計しています**

近年、省エネルギーや電気料金の削減、性能改善などをうたった、冷凍空調製品本体や付帯機器、配管・配線などを**改造する行為**が見受けられます。

製品は JIS 規格や法令に準拠するとともに、安心してご使用いただくための最適設計が施されています。このような改造は、**製品の性能や機能だけでなく信頼性や安全性を損なう場合があるため、メーカーは認めていません。**

メーカーは、改造による機能・性能への効果や安全性・信頼性の評価、及びその後の保守や保証を行いません。また、**改造が施された後に発生した故障や誤作動などの不具合、事故などについて一切責任を負いません。**

発信元 (一社) 日本冷凍空調工業会、(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会

<https://www.jraia.or.jp/info/2023/12/21/000640.html>

(裏面)

**冷媒入替禁止 Q & A**

質問	回答
1 「メーカー」とは誰ですか?	「メーカー」とは製品を製造する業者(機器メーカー)や、設置場所を組み立てて完成させる業者(以降、設置工事業者)のことを指します。
2 「レトフィット」とは何ですか?	今後より一層厳格な規制が求められる冷媒や冷媒の混合冷媒(冷媒)は、冷媒の種類や純度によって、機器の性能や寿命に大きく影響を及ぼす可能性があります。冷媒の種類や純度の異なる冷媒を「レトフィット」と言います。場合によっては、単純に冷媒を入れ替えるだけでなく、製品の安全装置や制御回路、運転制御の変更を行うこともあります。
3 なぜ、メーカーが指定した冷媒のみを使わないで済むのですか?	製品は、メーカーが指定した冷媒のみを前提に専用設計し、長期にわたって充分な性能を発揮するとともに、安心・安全に使用していただくための充分な検証をメーカーが行っています。
4 「電気代が安くなる」と勧められていますが、メーカーは自身では保証できませんか?	冷媒の種類や純度、冷媒や配管の劣化や腐食による冷媒の漏れなどにより、冷媒の種類や純度の異なる冷媒を「レトフィット」すると、機器の性能や寿命に大きく影響を及ぼす可能性があります。また、漏洩事故や火災などの重大な災害に至るおそれがあるため、メーカーは指定した冷媒のみを使用することを強く推奨しています。
5 ユーザー自身が、「冷媒の入替え」を推奨する業者が責任を負う場合は、「冷媒の入替え」しても良いのですか?	メーカーは一切の責任を負いません。故障や事故等に関する責任は製品の保有者であるユーザーが負うことになります。また、製品の種類によっては行政に対する法令上の手続が必要になるものもあります。例えば圧力保証が必要な冷媒を「レトフィット」する場合は、「圧力の手続」が必要になる場合があります。また、漏洩事故や火災などの重大な災害に至るおそれがあるため、メーカーは指定した冷媒のみを使用することを強く推奨しています。
6 冷媒を入替える業者から勧められて冷媒を入替えてみましたが、元の冷媒に入れ替えてもメーカーの保証を受けることはできませんか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。
7 冷媒の入替えを行った機器が故障した場合、メンテナンス原価は高くなりますか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。
8 冷媒を入替えることは法律違反になりますか?	製品の種類によっては行政に対する法令上の手続が必要になるものもあります。例えば圧力保証が必要な冷媒を「レトフィット」する場合は、「圧力の手続」が必要になる場合があります。また、漏洩事故や火災などの重大な災害に至るおそれがあるため、メーカーは指定した冷媒のみを使用することを強く推奨しています。
9 プロパンガスを使った冷凍空調製品を見たことがありますが、また、プロパンガスはファンヒーターなどに使われているので、エアコンなどの空調機にも入れることができないのですか?	プロパンガスは、燃焼性や可燃性があるため、冷媒として使用することはできません。また、ガスファンヒーターなどの製品は、製品内やガス配管にガスが漏洩した場合に火災や爆発の危険があります。プロパンガスを使用することを強く推奨していません。
10 冷媒を入替える業者から勧められて冷媒を入替えてみましたが、元の冷媒に入れ替えてもメーカーの保証を受けることはできませんか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。
11 冷媒を入替える業者から勧められて冷媒を入替えてみましたが、元の冷媒に入れ替えてもメーカーの保証を受けることはできませんか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。
12 冷媒を入替える業者から勧められて冷媒を入替えてみましたが、元の冷媒に入れ替えてもメーカーの保証を受けることはできませんか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。
13 冷媒を入替える業者から勧められて冷媒を入替えてみましたが、元の冷媒に入れ替えてもメーカーの保証を受けることはできませんか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。
14 冷媒を入替える業者から勧められて冷媒を入替えてみましたが、元の冷媒に入れ替えてもメーカーの保証を受けることはできませんか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。
15 冷媒を入替える業者から勧められて冷媒を入替えてみましたが、元の冷媒に入れ替えてもメーカーの保証を受けることはできませんか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。
16 冷媒を入替える業者から勧められて冷媒を入替えてみましたが、元の冷媒に入れ替えてもメーカーの保証を受けることはできませんか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。
17 冷媒を入替える業者から勧められて冷媒を入替えてみましたが、元の冷媒に入れ替えてもメーカーの保証を受けることはできませんか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。

(裏面)

**改造禁止 Q & A**

質問	回答
1 「メーカー」とは誰ですか?	「メーカー」とは製品を製造する業者(機器メーカー)や、設置場所を組み立てて完成させる業者(以降、設置工事業者)のことを指します。
2 付帯機器とは何を指しますか?	室内機と室外機を含むすべての付帯機器を指します。また、冷媒や冷媒配管を別の種類の機体にも入れ替えることも「改造」に当たりますので、これらを含めて付帯機器とお考えください。
3 製品本体や付帯機器、冷媒配管や電気配線などを加工したり、指定部品以外に変更したりするのは大丈夫ですか?	製品本体だけでなく、製品に付属する部品や、製品や部品を繋ぐ冷媒配管や電気配線等にも加工をすることができません。また、以下のとおりです。 ● 製品本体や付帯機器、冷媒配管や電気配線などを加工したり、指定外部品に取り替えること。 ● 指定外部品を取り付けたり、取り付けられている指定部品を指定外部品に取り替えること。 ● メーカーが指定していない冷媒や冷媒配管の変更、追加や配管径の変更や冷媒配管の切断や冷媒配管の接続などを行うこと。
4 付帯機器の改造も禁止との事ですが、水漏れ防止のコーキングや防水テープなども含まれますか?	水漏れ防止のコーキングや、吸込口のプラグ、室外機の防水テープ等、冷凍空調製品本体以外に施すものは、メーカーは保証することができません。また、メーカーに保証を依頼していません。
5 製品本体や付帯機器、冷媒配管や電気配線などを加工したり、指定部品以外に変更したりするのは大丈夫ですか?	製品本体だけでなく、製品に付属する部品や、製品や部品を繋ぐ冷媒配管や電気配線等にも加工をすることができません。また、以下のとおりです。 ● 製品本体や付帯機器、冷媒配管や電気配線などを加工したり、指定外部品に取り替えること。 ● 指定外部品を取り付けたり、取り付けられている指定部品を指定外部品に取り替えること。 ● メーカーが指定していない冷媒や冷媒配管の変更、追加や配管径の変更や冷媒配管の切断や冷媒配管の接続などを行うこと。
6 改造を行った機器が故障した場合、メンテナンス原価は高くなりますか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。
7 改造を行った機器が故障した場合、メンテナンス原価は高くなりますか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。
8 改造を行った機器が故障した場合、メンテナンス原価は高くなりますか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。
9 改造を行った機器が故障した場合、メンテナンス原価は高くなりますか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。
10 改造を行った機器が故障した場合、メンテナンス原価は高くなりますか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。
11 改造を行った機器が故障した場合、メンテナンス原価は高くなりますか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。
12 改造を行った機器が故障した場合、メンテナンス原価は高くなりますか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。
13 改造を行った機器が故障した場合、メンテナンス原価は高くなりますか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。
14 改造を行った機器が故障した場合、メンテナンス原価は高くなりますか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。
15 改造を行った機器が故障した場合、メンテナンス原価は高くなりますか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。
16 改造を行った機器が故障した場合、メンテナンス原価は高くなりますか?	メーカーが指定した冷媒以外を使用した場合、又は一部冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、メーカーは一切の責任を負いません。また、メンテナンス原価の増加、不具合が発生してしまった場合の修理原価も増加します。